

堺市電子入札案件における紙入札運用基準
(物品調達及び業務委託)

令和7年10月31日
堺市

平成27年4月 制定

堺市電子入札案件における紙入札運用基準（物品調達及び業務委託）

1 趣旨

本運用基準は、堺市電子入札運用基準（物品調達及び業務委託）（平成27年4月制定。以下「電子入札運用基準」という。）に定めるもののほか、電子入札案件における紙入札による手続について、円滑にかつ適切に運用できるよう取扱いを定めるものである。

2 適用範囲

本運用基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に規定する一般競争入札を電子入札で行うものとして、あらかじめ発注者が指定及び公表する物品調達及び業務委託（建設工事に関連するものを除く。）のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例手続を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約（以下「特定調達契約」という。）に適用する。

3 用語の定義

本運用基準において用いる用語の意義は、電子入札運用基準によるものとする。

4 紙入札の承認及び入札参加資格確認申請

(1) 必要書類の提出

特定調達契約で、紙入札による入札参加を希望する場合、所定のWTO政府調達協定対象案件に係る入札参加資格確認申請書兼紙入札による参加申請書及び入札説明書において定める必要書類を提出し、発注者の承認を得た者（以下「紙入札参加者」という。）に限り、紙入札による参加を認めるものとする。

(2) 提出方法

郵送により提出するものとする。郵送にあたっては、書留郵便等の配達の記録が残るものを必ず利用するものとする。

また、郵送の締切（必着。以下同じ。）は、発注者が別途指示する期日によるものとする。

(3) 紙入札の承認及び入札参加資格確認結果の通知

紙入札の承認及び入札参加資格確認の結果については、書面により通知するものとする。

5 入札書等の提出

(1) 入札書の提出等

所定の封筒及び入札書に必要な事項を全て記載の上、発注者が指定する方法により封かんしたもの（以下「紙入札書等」という。）の提出を行わなければならないものとする。

なお、提出にあたっては、別途発注者が配付する注意事項に係る書面の記載事項を熟

読の上で行うこと。

(2) 提出方法

郵送により提出するものとする。郵送にあたっては、書留郵便等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。

また、郵送の締切は、発注者が別途指示する期日によるものとする。

(3) 入札書提出後の辞退等

郵送により提出された紙入札書等及び見積明細書は、いかなる時点においても引き換え、変更又は撤回を認めない。

(4) 見積明細書の提出

見積明細書の提出を要する調達案件である場合は、入札書を封かんした封筒に必要事項を全て記載した見積明細書を同封するものとする。

6 開札

(1) 開札

開札予定日時以降に提出のあった紙入札書等を開封し、入札書に記載された入札金額及びくじ番号を電子調達システムに登録するものとする。

なお、くじ番号の記載がない場合又は記載が不明瞭な場合は、発注者が「000（ゼロ3つ）」を電子調達システムに登録するものとする。

(2) 入札書の無効等

入札金額が訂正されている又は入札金額の記載が不明瞭な入札書は無効とする。また、見積り明細書の提出が義務づけられている調達案件において、見積明細書の提出がない場合（見積明細書が無効となった場合を含む。）は、入札書は無効とする。

(3) 入札書未到達の紙入札参加者の取扱い

入札書受付締切日時に紙入札書等が到達していない場合は、当該紙入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

7 再度入札の取扱い

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定に基づく再度入札（以下単に「再度入札」という。）に係る取扱いは次のとおりとする。

(1) 入札書提出期間

再度入札の参加対象に紙入札参加者が含まれている場合においては、入札書の郵送に要する期間を勘案した入札書提出期間とするものとする。

(2) 入札書等の提出方法

上記5に定める方法によるものとする。